

令和3年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 川崎市実施要綱

実施期間

5月1日(土)から31日(月)までの1か月間

趣旨

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成する首都圏自転車安全利用対策協議会が連携して、自転車月間推進協議会が主唱する「自転車月間」期間中一斉に自転車の安全利用を促進するための活動を展開します。

スローガン

自転車も のれば車の なかまいる

運動の重点

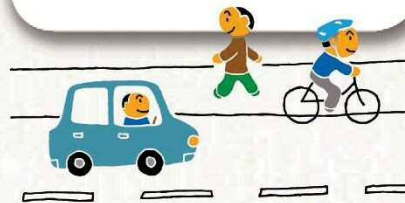
自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外※

- ※普通自転車が歩道を通行することができる場合
- ・標識などで自転車の歩道通行を許可しているとき
 - ・13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転するとき
 - ・自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき（道路工事や駐車車両により車道の左側通行が困難なときなど）

② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用



主唱：川崎市交通安全対策協議会

1 目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

2 運動の進め方

- (1) 川崎市交通安全対策協議会は、構成する関係機関・団体との連携を密にして、この運動の目的や重点を踏まえつつ、市民総ぐるみで運動を展開します。
- (2) 区・地区交通安全対策協議会は、それぞれの地域の実態に即した具体的な実施計画を策定し、地域ぐるみの実効ある運動を展開します。
- (3) 関係機関・団体は、この運動の趣旨等について九都県市共通のポスターを掲示するなど周知し、連携してこの運動を展開します。
- (4) なお、この運動では、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化を注視しつつ、感染症による影響を踏まえた必要な対策を講じるなど、柔軟に取り組んでいきます。

3 運動の推進事項

～ 構成機関・団体の共通事項 ～

- 運動の重点に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員等にこの運動についての周知を図ります。
- 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

【交通関係機関・地域関係団体及び各種団体】

- (1) キャンペーンやイベントの開催等により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- (2) 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

【教育関係機関・団体】

- (1) 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
- (2) 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

【道路管理者・輸送関係団体】

- (1) 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- (2) 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
- (3) 一方通行を伴う自転車道を始めとする自転車の通行方法について、周知を推進します。

【警察】

- (1) 信号無視、整備不良などの危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- (2) 関係機関・団体と連携し自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- (3) 参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- (4) 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- (5) 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

【市・区・支所】

- (1) 関係機関・団体と連携して、地域の実態に即した実施計画を作成します。
- (2) 自転車の安全利用を推進するため、自転車安全利用五則を始めとする通行方法の周知徹底を図るとともに、自転車乗車時のヘルメット着用の奨励や自転車事故を補償する保険等への加入を促します。
- (3) 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

4 重点の取り組み方

自転車交通ルールの遵守とマナーの向上 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進	
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ★ 家族が出かける際には、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。 ★ 早めに出発して心と時間にゆとりを持つようにしましょう。 ★ 無謀運転をしないこと、自転車による交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合しましょう。 ★ 子どもが自転車を運転するときや、幼児同乗用自転車に子どもを乗せるときは、自転車用ヘルメットを着用させましょう。また、幼児同乗用自転車に乗った子どもには、必ずシートベルトを締めさせましょう。 ★ 万一の事故に備え、自転車も必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ★ 社内の広報媒体を活用して、自転車を安全・快適に利用するための「自転車の交通ルール」を紹介するなどして、歩行者を交通事故から守る意識を高めましょう。 ★ 朝礼や会議などあらゆる機会を活用して、「思いやりのある運転」を心がけるよう指導しましょう。 ★ 自転車通勤者等に対する安全利用の推進に努めましょう。 ★ 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
地域・学校では	<ul style="list-style-type: none"> ★ 児童・生徒が主体的に、自転車利用時のルールとマナーの大切さについての意識を高められるようにしましょう。 ★ 近所の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法等を確認しましょう。 ★ 自転車の正しい乗り方教室を開催し、自転車の安全利用を促進しましょう。 ★ 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合しましょう。
自転車の利用者は	<ul style="list-style-type: none"> ★ 信号を守り、一時停止場所では必ず停止し、左右の安全を確かめて通行しましょう。 ★ 二人乗り、携帯電話・イヤホン等をしながらの運転、夜間の無灯火運転はやめましょう。 ★ 自転車の通行が認められている歩道では、徐行をして歩行者の安全を確保しましょう。 ★ 幼児を同乗させる場合、前面に抱っこすることは、ハンドル操作の妨げになるのでやめましょう。 ★ 歩行者が多い駅前や体の不自由な人の付近では、自転車を降りて押して歩きましょう。 ★ 進路を変更するときは、必ず周囲の安全を確認しましょう。 ★ 悪天候の時は、できるだけ利用を控え、公共交通機関を利用しましょう。 ★ 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。 ★ 標識や標示に従い、ルールを守って自転車を運転しましょう。 ★ 万一の事故に備え、自転車も必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 ★ 自転車に乗るときは、積極的にヘルメットを着用しましょう。

【自転車の点検整備をしましょう！】

自転車を安全に使用するためには、点検整備は重要です。乗る前にブレーキ、タイヤの空気圧等を確認する日常点検を行い、年に1度は自転車店で点検整備をうけましょう。

★ TSマークとは、自転車安全整備士による点検・整備（有料）を受けると貼付される安全な普通自転車であることの証しです。TSマークには、傷害補償と賠償責任補償がセットになった1年間有効の付帯保険が付いています。

【自転車事故を補償する保険等に加入しましょう！】

★ TSマーク付帯保険：自転車安全整備店にて点検・整備を受けると加入することができます。

★ 個人賠償責任保険：第三者の身体や財産に損害を与えたときに備える保険です。損害保険各社で加入できます。

★ 傷害保険：自分が怪我をしたときの治療費に備えます。損害保険会社で加入できます。

★ その他：現在契約中の自動車任意保険や火災保険、また、クレジットカードに付帯してすでに加入している場合や、新たに付帯して加入できる場合もあります。是非、補償内容を含め確認してみましょう。

【ヘルメットを着用しましょう！】

自転車乗車中は、ヘルメットを着用しましょう。

特に、13歳未満の子どもが自転車に乗るときや、幼児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、保護責任者は子どもにヘルメットを着用させましょう。（道路交通法 第63条の11）



「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました

県内における自転車対歩行者の交通事故の増加や重大事故の発生、全国での自転車事故加害者への高額賠償事例などから、自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務化を柱とした条例が制定され、平成31（2019）年4月1日から施行されました。（損害賠償責任保険等への加入については令和元（2019）年10月1日から施行されています。）

実施（推進）機関・団体

交通関係団体

市内各区・地区交通安全対策協議会
川崎市交通安全母の会連合会
市内各区・地区交通安全母の会
一般社団法人川崎市交通安全協会
市内各地区交通安全協会
一般社団法人
神奈川県安全運転管理者会連合会川崎地区委員会
市内各地区安全運転管理者会
市内各地区地域交通安全活動推進委員協議会
市内各地区青少年交通安全連絡協議会

教育関係団体

川崎市立小学校長会
川崎市立中学校長会
川崎市立高等学校長会
県立学校長会議川崎地区
公益社団法人川崎市幼稚園協会
川崎市PTA連絡協議会

輸送関係団体

東日本旅客鉄道株式会社
京浜急行電鉄株式会社
東京急行電鉄株式会社
小田急電鉄株式会社
神奈川臨海鉄道株式会社
東急バス株式会社
小田急バス株式会社
川崎鶴見臨港バス株式会社
神奈川県タクシー協会川崎支部
川崎個人タクシー協同組合
川崎第一個人タクシー協同組合
川崎地区貨物自動車事業協同組合
一般社団法人神奈川県トラック協会川崎ブロック

地域関係団体

川崎市全町内会連合会
一般財団法人川崎市保育会
一般社団法人川崎市子ども会連盟
公益財団法人川崎市老人クラブ連合会
川崎市地域女性連絡協議会
ボーイスカウト川崎地区協議会
ガールスカウト川崎市連絡会
川崎市青少年指導員連絡協議会
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
川崎人権擁護委員協議会

各種団体

公益社団法人川崎市医師会
公益社団法人川崎市歯科医師会
一般社団法人川崎市薬剤師会
神奈川県自動車整備川崎3支部
神奈川県自転車商協同組合川崎支部
川崎商工会議所
一般社団法人川崎市商店街連合会
一般社団法人川崎青年会議所
神奈川県連合会川崎地域連合
ライオンズクラブ国際協会（330-B地区）
川崎ロータリークラブ
川崎市管工事業協同組合
一般社団法人川崎建設業協会
一般社団法人川崎市食品衛生協会

官公庁

国土交通省
（川崎国道事務所、横浜国道事務所、神奈川運輸支局川崎自動車検査登録事務所）
神奈川県（安全防災局 安全防災部 くらし安全交通課）
神奈川県警察（川崎市警察部、市内各警察署）
川崎市議会
川崎市教育委員会
川崎市

今年度の本運動スローガンは、
「令和3年度 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 神奈川県実施要綱」に基づいています。

川崎市交通安全対策協議会

事務局：川崎市 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課内

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル9階

電話：044-200-2266 FAX：044-200-3869 E-mail:25tiiki@city.kawasaki.jp